

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策、大量破壊兵器拡散への対策  
( AML/CFT & Proliferation <sup>1</sup> ) に関し、  
金融庁ガイドライン後の金商業者が留意すべき事項の概要  
～不動産ファンドに関与する金商業者を念頭において～  
<暫定稿>

---

2019年3月

<sup>1</sup> AML/CFT & Proliferation : Anti-Money Laundering / Countering the Financing of Terrorism and Proliferation of weapons of mass destruction

## (本資料は資料全体の一部です)

---

1. はじめに ～ マネ・テロ対策法制のトレンド
2. マネ・テロ対策法制のキーワード
3. マネロン法規制のあらまし
4. 金融庁ガイドラインの概要
5. リスクベース・アプローチ
6. おわりにかえて ～ 実務の方向性

■ **本資料は、全体で44枚のスライドから構成される資料の一部です。資料全部をご覧になりたい方は、お気軽に、下記のメアドまでその旨をご一報ください。**

■ 当社は、不動産ファンドビジネスの健全な発展のために必要な事項の情報収集・調査・コンサルティングを行っております。本資料の内容又は本資料が取り扱っているテーマに関するご意見、ご質問は、  
[sumatsumoto@spc-asset.jp](mailto:sumatsumoto@spc-asset.jp) までお送りください。

---

*The Financial Action Task Force (FATF) is an inter-governmental body established in 1989 by the Ministers of its Member jurisdictions. The mandate of the FATF is to set standards and to promote effective implementation of legal, regulatory and operational measures for combating money laundering, terrorist financing and the financing of proliferation, and other related threats to the integrity of the international financial system (グローバルな金融システムの公正性に対する脅威となる行為) . In collaboration with other international stakeholders, the FATF also works to identify national-level vulnerabilities with the aim of protecting the international financial system from misuse.*

*Source : THE FATF RECOMMENDATIONS (February 2012) INTRODUCTION ( Page 7.)*

# 1. はじめに ～ マネ・テロ対策法制のトレンド

---

- いま、金融商品取引業者においてマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への取組み強化が模索されている。古くて新しい論点である。契機となったのは、2018年2月に公表された「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（金融庁ガイドライン）である。金融庁ガイドラインは、先に全面施行されたマネロン法改正などを受けたもの。さらに先を辿っていくと、2012年のFATF（金融活動作業部会）Recommendations（勧告）にたどり着く。国は、国内の関係業者におけるマネ・テロ対策の実施状況を監督・指導する立場にあるが、FATFとの関係では、マネ・テロ対策に対する法制度などルール作りの状況、及びルールの運用状況が審査される。前回の第3次対日相互審査では、当時の49の勧告中25について不備（Non-Compliant又はPartially Compliant）が指摘され、その後のフォローアップの遅れ等から、財務省は「最も対応が遅れている国」と警告されたを受けとめた（次頁参照）としている。2019年から2020年にかけて第4次対日相互審査が予定されている。
- マネロン法は、銀行以下47種の事業者（特定事業者）に適用される。この中には、金融商品取引業者の他、宅地建物取引業者、不動産特定共同事業者など不動産ファンドの関係先が含まれる。マネロン法改正後の法順守への取組みに関して、対応を難しくしているのは、リスクベース・アプローチ（RBA）という手法が導入されていること、また、RBAは努力義務としてマネロン法に規定されていることなどがある。ルールをどのように守るかという切り口に加えて、どのように守るよう努めるかが問われている。努力が求められる事項に関するレベル感については、基本的な考え方として、特定事業者の業態や事業規模等に応じて個別に判断し行うものであることが示されている（パブコメ・2015年9月公表・178番）。一般の規制法と異なり、法令順守の態様が、業者毎に異なるということだ。金融庁が以前から打ち出していた、ルールからプリンシプルの流れが一気に打ち寄せている。
- 金融庁ガイドラインの公表前までは、マネ・テロ対策のうちRBA対応部分は、努力義務ということから後回しにされていた感があった。ところが、金融庁ガイドライン・パブコメにより、RBA対応が不十分である場合には、一定の行政処分があり得るとの見解が提示され、どのレベルでRBA対応を行えばよいかに関し、金商業者自身の判断において一定の線引きをすることが求められ、これが各社のコンプライアンス上の急務になっている。

# 1. はじめに ～ マネ・テロ対策法制のトレンド

対日金融審査について 主計局次長（前金融庁参事官） 神田 真人

－ 抜粋 －

(2) FATFピアレビュー ②FATF相互審査の位置づけとインパクト

1) FATF第3次対日相互審査の結果は2008年10月15～17日ブラジルで開催されたFATF全体会合において採択され、同年10月30日にFATFより対日相互審査報告書の概要が公表された。そこでは、以下の主な指摘を含め、当時あった全49の勧告中25について不備（Non-Compliant又はPartially Compliant）が指摘された。日本はFATFによる相互審査結果のフォローアッププロセスを通じ、数年にわたりその対応に追われ、2011年4月には犯罪収益移転防止法を一部改正（2013年4月全面施行）する等対応を実施してきた。しかしながら、上記の指摘に完全対応するための法改正等を速やかに実施しないままでは、いずれFATFのブラックリストに掲載され、本邦金融機関が国際金融から排除されるリスクがあったところ、実際、日本は立法措置の進展が遅れたことから、2014年6月27日にはFATFから日本に対し、迅速な対応を促す声明が公表された。

こうして日本は「最も対応が遅れている国」（財務省）と警告されたことを受けとめ、2014年秋の臨時国会において、以下のとおりいわゆるFATF関連三法を成立させ、所要の法制度の改善を実施した。・・・

こうした改善実施の結果、日本は漸く、2016年10月に第3次相互審査のフォローアッププロセスから事実上の卒業を果たした。

2) 2012年に改定されたFATF勧告（それまでのマネロン対策に関する「40の勧告」とテロ資金対策に関する「9の特別勧告」を整理・統合し、新「40の勧告」に改定）に基づき、2014年より、加盟国等の第4次相互審査が順次開始されている。第4次相互審査では、法令や金融監督等、制度面の整備状況に加え、制度に則った対策の実効性についても評価が行われており、一層の制度面の充実に加え、マネロンされた財産の没収額や疑わしい取引の報告件数等の定量的なデータにも裏付けられた成果の実績を示し、制度が有効に機能してマネロン・テロ資金対策に効果を発揮していることの証明が求められる。我が国に対する相互審査は2019年から開始され、2020年6月のFATF会合で審査結果が採択される予定である。

[https://www.mof.go.jp/public\\_relations/finance/201709/201709k.html](https://www.mof.go.jp/public_relations/finance/201709/201709k.html)

# 1. はじめに ～ マネ・テロ対策法制のトレンド

---

(FATF勧告公表以降のたまかなながれ)

- 2012年2月 THE FATF RECOMMENDATIONS (改訂FATF勧告) 公表
- 2013年6月 警察庁 有識者懇談会を発足
- 2014年11月 改正犯罪収益移転防止法公布 (2015年9月政省令公布・2016年10月1日全面施行)
- 2018年2月 金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」制定、同日パブ公表
- 2018年6月 証券業協会「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインの金融商品取引業における実務上の取扱い及び留意事項 (マネロン等対応の考え方)」公表
- 2018年6月 金融庁「金融検査・監督の考え方と進め方 (検査・監督基本方針)」制定、パブ公表
- 2018年8月 金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の現状と課題」公表
- 2018年9月 金融庁「変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～ (平成30事務年度)」公表
- 2018年11月 2種業協会「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインに係る実務対応Q&A」公表
- 2019年～ 第4次FATF対日相互審査  
(出所) 各種資料から作成

## 2. マネー・テロ対策法制のキーワード

---

- **マネー・ローンダリング**とは、一般に、犯罪によって得た収益を、その出所や真の所有者が分からないようにして、捜査機関による収益の発見や検挙を逃れようとする行為である。我が国では、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法においてマネー・ローンダリングが罪として規定されている。（危険度調査書1頁）
- **マネー・ローンダリング対策**のことを「AML」（Anti-Money Laundering）とテロ資金供与対策のことを「CFT」（Counter Financing of Terrorism又はCombating Financing of Terrorism）と略することがあり、両者の対策を併せて「AML/CFT」ということがある。（2種金商業協会QA 1 頁）
- “**FATF（Financial Action Task Force : 金融活動作業部会）**” は、マネー・ローンダリング対策等における国際協調を推進するために、平成元年（1989 年）のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された政府間会合。FATFは、その使命を、マネー・ローンダリング対策、テロ・大量破壊兵器への資金供与対策に関する基準を設定し、これらへの対策を推進することとされる。FATF勧告は、冒頭で、FATFが加盟国に求める基本的な施策を6つ掲げている。

### THE FATF RECOMMENDATIONS INTRODUCTION ( page7 )

The FATF Recommendations set out the essential measures that countries should have in place to:

- 1 identify the risks, and develop policies and domestic coordination;
- 2 pursue money laundering, terrorist financing and the financing of proliferation;
- 3 apply preventive measures for the financial sector and other designated sectors;
- 4 establish powers and responsibilities for the competent authorities and other institutional measures;
- 5 enhance the transparency and availability of beneficial ownership information of legal persons and arrangements; and
- 6 facilitate international cooperation.

## 2. マネ・テロ対策法制のキーワード

---

- 「**犯罪による収益の移転防止に関する法律**」（マネロン法）は、犯罪による収益が組織的な犯罪を助長するために使用されるとともに、これが移転して事業活動に用いられることにより健全な経済活動に重大な悪影響を与えるものであること、及び犯罪による収益の移転が没収、追徴その他の手続によりこれを剥奪し、又は犯罪による被害の回復に充てることを困難にするものであることから、犯罪による収益の移転を防止することが極めて重要であることに鑑み、**特定事業者による顧客等の本人特定事項等の確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置を講ずることにより、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法による措置と相まって、犯罪による収益の移転防止を図り、併せてテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約（注1）等の的確な実施を確保し、もって国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。**
- 「**組織的犯罪処罰法**」（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律）は、組織的な犯罪が平穏かつ健全な社会生活を著しく害し、及び犯罪による収益がこの種の犯罪を助長するとともに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えることに鑑み、並びに国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（注2）を実施するため、組織的に行われた殺人等の行為に対する処罰を強化し、犯罪による収益の隠匿及び收受並びにこれを用いた法人等の事業経営の支配を目的とする行為を処罰するとともに、犯罪による収益に係る没収及び追徴の特例等について定めることを目的とする。法11条によると「情を知って、犯罪収益等を收受した者は、三年以下の懲役・・・これを併科する。・・・この限りでない。」としている。

（注1）この条約は、一定のテロ行為（ハイジャック、爆弾テロ等既存のテロ防止関連条約上の犯罪及び他のテロ目的の殺傷行為）に使用されることを意図して又は知りながら行われる資金の提供及び収集を犯罪とし、その犯人の処罰、引渡し等につき定めている。（外務省資料 [https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/terro/kyoryoku\\_05.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/terro/kyoryoku_05.html)）

（注2）この条約は、重大な犯罪の実行についての合意、犯罪収益の資金洗浄を犯罪化すること、条約の対象となる犯罪に関する犯罪人引渡手続を迅速に行うよう努めること、また、捜査、訴追、及び司法手続において最大限の法律上の援助を相互に与えることなどを規定している。（外務省資料 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/soshiki/boshi.html>）



## 2. マネ・テロ対策法制のキーワード

---

- **「麻薬特例法」**（国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律）は、薬物犯罪による薬物犯罪収益等をはく奪すること等により、規制薬物に係る不正行為が行われる主要な要因を国際的な協力の下に除去することの重要性にかんがみ、並びに規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図り、及びこれに関する国際約束の適確な実施を確保するため、麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法及び覚せい剤取締法に定めるもののほか、これらの法律その他の関係法律の特例その他必要な事項を定めるもの。
- **「テロ資金提供処罰法」**（公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等（注）の処罰に関する法律）は、テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約をはじめとするテロリズムへの資金提供を防止する国際的な要請にこたえるため、制定されたもの。

（注）（第186回国会衆議院法務委員会 趣旨説明 平成26年6月6日）我が国は、平成14年に公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律を制定し、公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行を容易にする目的で資金を提供する行為等を処罰する規定を設けておりますが、F A T Fからは、平成20年の対日審査において、資金以外のいわゆる物質的支援の提供、収集やテロリスト以外の者による資金等の収集等が処罰対象とされていないなどテロ対策が不十分であるとの評価を受け、その後も、改善措置が進捗していない旨厳しく指摘されているところであります。我が国としましては、テロを許さない国際環境の醸成に努めていくことが必要であり、この法律案は、そのような観点から、F A T Fの指摘に対応し、資金以外の公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行等に資する利益の提供等を処罰対象とするなど、所要の法整備を行おうとするものであります。

## 2. マネ・テロ対策法制のキーワード

(関連法令、ガイドライン等)

- ✓ The FATF Recommendations (February 2012) INTERNATIONAL STANDARDS ON COMBATING MONEY LAUNDERING AND THE FINANCING OF TERRORISM & PROLIFERATION
- ✓ 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(マネロン法) 同パブリックコメント(パブコメ)
- ✓ 「犯罪による収益の移転防止に関する法律及び同政省令に関するQ&A」(日本証券業協会)
- ✓ 「犯罪による収益の移転防止に関する法律の実務対応に関するQ&A」(第二種金融商品取引業協会)
- ✓ 「犯収法の改正概要及び改正犯収法の施行に当たり宅地建物取引業者が留意すべき事項」(国土交通省)
- ✓ 「宅地建物取引業における犯罪収益移転防止のためのハンドブック」(不動産業・連絡協議会)

////////// 金融庁ガイドライン以後 //////////

- ✓ 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」(金融庁ガイドライン) 同パブリックコメント(GLパブコメ) 2018年2月6日
- ✓ 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の金融商品取引業における実務上の取扱い及び留意事項(マネロン等対応の考え方)(日本証券業協会) 2018年6月6日
- ✓ 「犯罪による収益の移転防止に関する法律の実務対応に関するQ&A」「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に係る実務対応Q&A(第二種金融商品取引業協会) 2018年11月27日
- ✓ 「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」「疑わしい取引の参考事例」「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の現状と課題」「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」(監督指針)(金融庁)
- ✓ 「犯罪犯罪収益移転危険度調査書(平成30年版)」国家公安委員会(2018年12月)

### 3. マネロン法規制のあらまし

・マネロン法は、特定事業者（法2条2項）、特定業務（施行令6条）及び特定取引（施行令7条）を定義し、特定事業者  
に取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等を行うよう規定している。末尾の「等」にあたる部分が、取引時  
確認等を的確に行うための措置であり、これが難物である。

#### ■取引時確認等を的確に行うための措置

①取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置

--- 以下は努力義務 ---

②使用人に対する教育訓練の実施

③取引時確認等の措置の実施に関する規程の作成

④監査その他の業務を統括管理する者の選任

⑤犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して講ずべきものとして以下の措置を講ずること

一 リスク評価書の作成（等）、

二 リスク評価書の内容を勘案し、取引時確認等の措置を行うに際して必要な情報を収集、

三 リスク評価書の内容を勘案し、確認記録及び取引記録等を継続的に精査

四 顧客等との取引が「危険度調査書勘案ハイリスク取引等」に該当する場合には、当該取引を行うに際して、統括管理者  
の承認を取得する（パブ2015年・190番：この承認は、取引を行うに際して受ければよく、必ずしも取引の前に受ける必  
要はない。）

五 「危険度調査書勘案ハイリスク取引等」に際し情報の収集等を行ったときは、その結果を記載し保存する

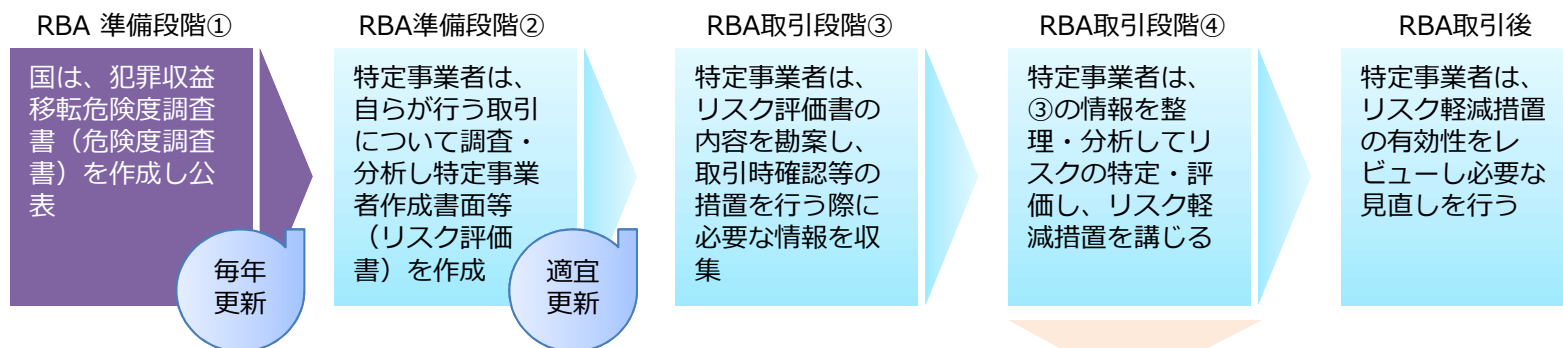
六 取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な能力を有する者採用するために必要な措置

七 取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な監査を実施

### 3. マネロン法規制のあらまし

(取引時確認等を的確に行うための措置)

- ・取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講じること
- ・使用人に対する教育訓練を実施すること
- ・取引時確認等の措置の実施に関する規程を作成すること
- ・統括管理者を選任すること
- ・(RBA) 取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な能力を有する者を採用するために必要な措置を講じること
- ・(RBA) 取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な監査を実施すること



- ・個別取引のリスクの特定・評価のプロセスにおいて、当該取引が、危険度調査書勘案ハイリスク取引等に該当すると判断する場合には、統括管理者の承認を取得する（同判断のため収集・分析し是とした資料を作成保存する。）。
  - ・当該取引がハイリスク取引に該当すると判断する場合は、取引時確認において追加的措置（※）を行う。
- ※ 追加書類の確認、資産及び収入の状況の確認（疑わしい取引の届出を行うか否かの判断ができる程度に行うもの。顧客が当該取引を行うに相応な資産・収入を有しているかという観点から確認を行う。）

### 3. マネロン法規制のあらまし

#### (取引時確認)

・ 特定取引のうち、簡素な顧客管理が許容される取引を除外し「対象取引」を定義。対象取引については、通常取引時確認（ノーマルCDD）を行う。また、特定取引以外の取引でも、特別の注意を要する取引（①疑わしい取引、②同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引）は、通常取引時確認を行う。

・ 厳格な顧客管理が必要な取引として、ハイリスク取引（①なりすましている疑いがある場合、②偽っていた疑いがある顧客等との取引、③制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域との取引、④外国PEPS関係取引）を定義し、通常取引時確認で行う事項に追加的手続きを加えた（エンハンスドCDD）。次頁を参照。ただし、ハイリスク取引のうち少額取引については通常取引時確認で足りる。

・ 国等との取引はリスクが小さいものとして、通常取引時確認より簡素な手続き（シンプリファイドCDD）で可能。

#### (リスク・ベースアプローチ・RBAの適用)

・ 取引時確認について、上記の分類を形式的・画一的に行うことでは足りず、各社は、RBAに基づき個々のリスクの特定・評価を行い適切なレベルでの取引時確認等の措置を講じるべきとなる。すなわち、RBAに際しては、①国が公表する犯罪収益移転危険度調査書（危険度調査書）の内容を勘案して、②自らが行う取引について調査・分析し、各取引によるマネ・テロリスクの調査・分析の結果を記載した書面（特定事業者作成書面等：リスク評価書）を作成しておくこと、その後に、③具体的な取引に際し、リスク評価書の内容を勘案し、取引時確認等の措置を行うに際して必要な情報を収集するとともに、④当該情報を整理・分析してリスクの特定・評価、リスク軽減措置を講じる。⑤リスク軽減措置の有効性をレビューし必要な見直しを行う。前頁の図を参照。

・ 特定業務に関する取引に際し行う取引時確認を、ノーマルCDDで済みますか、エンハンスドCDDを行うのか、あるいはCDD不要であるか、個々の当該取引に係るリスクの特定・評価を行った上で判断することが求められる。

## 本資料利用の留意事項

---

- 本資料は、不動産ファンドビジネスに関し金融商品取引業を行う法人の役員及び管理コンプライアンス業務に従事する方々を対象とする研修向け資料として作成したものです。このため、記載された内容は、正確性に配慮しつつも、分かりやすさの観点から細目に関する記述について割愛した部分を含みます。
- 本資料は、作成日において施行されている法制度等に基づいて作成しています。本資料の意見に関する部分は作成者の個人見解です。本資料の内容は、予告なく変更する場合があります。本資料の著作権は当社に帰属します。無断で利用、複製等を行うことはできません。
- 当社は、不動産ファンドビジネスの健全な発展のために必要な事項の情報収集・調査・コンサルティングを行っております。本資料の内容又は本資料が取り扱っているテーマに関するご意見、ご質問は、[sumatsumoto@spc-asset.jp](mailto:sumatsumoto@spc-asset.jp) までお送りください。